

教育省、学生及び学資ローン利用者の保護を目的とした2種類の新規則を発表（10月27日）

教育省（Department of Education）は10月27日、学生及び学資ローン利用者の保護を目的とした2種類の新規則を発表した。1つ目は、連邦学資援助の余剰額返金に関する規則で、学生は返金手段を自由に選択可能であること、学生は支払手段のオプションに関して客観的且つ中立的情報を受けること、及び、連邦学資援助へのアクセスに際して過剰な手数料の支払を強要されないことなどが定められている。2つ目は、学資ローン返済への負担を緩和するための規則「改定版収入に応じた返済計画（Revised Pay As You Earn (REPAYE) Plan）」で、連邦直接学資ローンの返済月額上限を、1カ月あたりの収入の10%に設定した返済計画の利用者数を、現行から更に500万人増加させるものである。なお、「REPAYE」返済計画は、今年12月から利用可能となる。

Department of Education, U.S. Department of Education Announces Two Final Regulations to Protect Students and Help Borrowers  
<http://www.ed.gov/news/press-releases/us-department-education-announces-two-final-regulations-protect-students-and-help-borrowers>